

議第141号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1    3 京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会を廃止する必要があるので提案する。